

議案第60号

天理市文化センター条例の一部改正について

天理市文化センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市文化センター条例の一部を改正する条例

天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条、第8条関係）

天理市文化センター施設使用料

（単位 円）

区分	9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00	超過料金 1時間につき	
	～ 12：00	～ 17：00	～ 21：30	～ 17：00	～ 21：30	～ 21：30		
展示ホール	4,110	5,650	6,680	11,310	13,370	18,510	1,540	
文化ホール	平日	4,620	6,170	7,200	11,820	14,910	20,570	2,050
	土・日曜日	5,650	7,710	8,740	14,910	18,510	25,710	2,050
和室（梅）	1,150	1,540	1,810	3,180	3,740	5,070	380	
和室（銀杏）	1,150	1,540	1,810	3,180	3,740	5,070	380	
和室（杉）	840	1,130	1,190	2,160	2,710	3,530	280	
会議室	1,260	1,850	2,320	3,700	4,770	6,100	480	
オーディオルーム	1,770	2,360	2,840	4,210	5,280	7,130	590	
視聴覚室	1,770	2,360	2,840	4,210	5,280	7,130	590	
冷 暖 房	展示ホール	1時間につき 820						
	文化ホール	1時間につき 1,540						
	その他の施設	施設使用料に含む。						

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合は、上記使用料（冷暖房料を除く。）の倍額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第6条、第8条関係）

天理市文化センター設備等使用料

1 文化ホール

（単位 円）

品名		使用料4時間まで	超過料金1時間につき
舞 台 設 備	指揮台	300	80
	指揮者用譜面台	200	50
	譜面台（1台）	100	30
	山台（1台）	100	30
	金（銀）屏風（1枚）	1,020	250
	演台	300	80
	司会者台	200	50
	音響板	2,050	510
	花瓶	200	50
音 響 設 備	拡声装置（マイク2本付）	2,050	510
	コンデンサマイク（1本）	1,020	250
	ダイナミックマイク（1本）	300	80
	ワイヤレスマイク（一式）	820	200
	テープレコーダー（1台）	510	130
	CDレコーダー（1台）	510	130
	MDレコーダー（1台）	510	130
	DATレコーダー（1台）	510	130
	三点吊マイク（マイク別）	360	90
	マイクスタンド（ブーム型1本）	200	50
	マイクスタンド（床上型1本）	150	40
	マイクスタンド（卓上型1本）	150	40
ステージスピーカー（一式）	720	180	
フットライト	230	60	
ボーダーライト	300	80	

照明設備	アッパーホリゾントライト	300	80
	ローアホリゾントライト	300	80
	フロント吊込スポット	460	120
	シーリングスポット	920	230
	サスペンションスポット (1台)	150	40
	ステージスポット (1台)	150	40
	センターピン (1台)	1,020	250
	ミラーボール	510	130
映写設備	16mm映写機 (スクリーン共)	1,540	390
	映写用スクリーン	510	130
	移動用スクリーン	100	30
	液晶プロジェクター	510	130
	DVDプレーヤー	510	130
楽器	ピアノ (調律料は含まない。)	4,620	1,160
	エレクトーン	2,050	510
その他	持込み器具 1 kW (1台)	150	40
	テープレコーダー録音料	510	130

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

2 視聴覚室等

(単位 円)

品名	使用料 4時間まで	超過料金 1時間につき
拡声装置 (マイク 2本付)	1,020	250
ダイナミックマイク (1本)	300	80
ワイヤレスマイク (一式)	820	200
テープレコーダー	510	130
MD-C Dプレーヤー	510	130
マイクスタンド (ブーム型 1本)	200	50

マイクスタンド（床上型1本）	150	40
マイクスタンド（卓上型1本）	150	40
液晶プロジェクター	510	130
DVDプレーヤー	510	130
移動用スクリーン	100	30
展示用照明スポット（展示ホール用） （1台）	50（1日につき）	
移動用展示ケース（展示ホール用） （1台）	300（1日につき）	

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市文化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受けたものの使用料について適用し、同日前に使用許可を受けたものの使用料については、なお従前の例による。